

第1章 総則

- 第1節 計画の目的（P1-2）
- 第2節 計画の基本フレーム（P1-3）
- 第3節 鶴ヶ島市災害対策の基本的な考え方（P1-5）
- 第4節 業務の大綱（P1-7）
- 第5節 鶴ヶ島市の概況（P1-13）
- 第6節 計画の条件（P1-18）

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市の地域にかかる災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図り（以下これらを「防災」という。）、もって住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

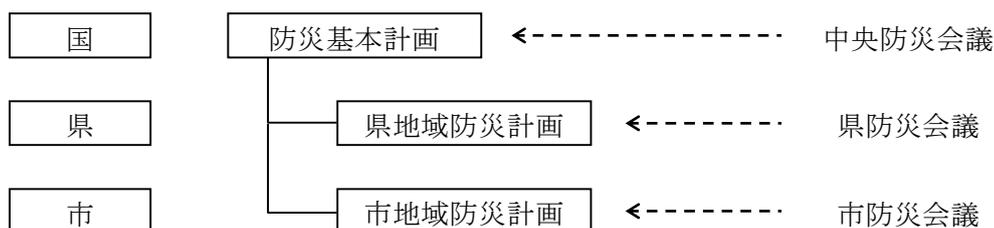
第2節 計画の基本フレーム

第1項 位置づけ

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を作成し、その実務と対策を推進し、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法によって定められている市、県及び国の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。

図1-1 国、県及び市の防災会議と防災計画の体系



第2項 構成

1 総則

計画の目的、基本的な考え方、市の概況、市及び関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱などを定める。

2 災害予防計画

防災施設の整備、点検、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画とする。

3 震災応急対策計画

地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその発生を防御し、発生した場合は、その被害をできるだけ軽減し、また、応急対策を行う等、被害の拡大を防止する計画とする。

4 風水害等応急対策計画

風水害等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその発生を防御し、発生した場合は、その被害をできるだけ軽減し、また、応急対策を行う等、被害の拡大を防止する計画とする。

5 災害復旧計画

災害による被害を受けた各施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生を防止するため、必要な新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業についての計画とする。

6 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限に留めるための計画とする。

7 複合災害対策計画

複合災害（台風の時に地震が同時発生等）を想定し、防災知識の普及、代替となる防災拠点・避難所・避難路・輸送手段等の想定、水防活動、情報の収集・伝達などを規定した計画とする。

8 最悪事態（シビアコンディション）への対応

実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要があることから掲載する。

9 住民等の予防計画及び応急対策計画

住民及び事業所の対策内容を明確にするために、第2章から第6章の中から、住民及び事業所に関する予防計画、応急対策計画及び南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画を再掲する。

10 広域応援計画

民間との連携強化、周辺市町村の連携強化、被害情報の収集・迅速な職員派遣、広域避難体制を整備する計画とする。

第3項 修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年4月1日現在をもって（緊急を要する場合はその都度）検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

1 災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2 救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
3 県	埼玉県
4 市	鶴ヶ島市
5 県防災計画	埼玉県地域防災計画（令和3年3月）
6 市防災計画	鶴ヶ島市地域防災計画
7 市災害対策本部	鶴ヶ島市災害対策本部
8 消防本部	坂戸・鶴ヶ島消防組合、消防本部、消防署
9 消防団	坂戸・鶴ヶ島消防組合鶴ヶ島市消防団
10 警察署	西入間警察署
11 SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス

第3節 鶴ヶ島市災害対策の基本的な考え方

1 災害発生後の時間経過と対策とその対応

災害は、発生後、個々の施設被害から、交通等都市システム機能の低下、生活支障といったように、時間経過に伴い被害の状況が変化する。このため、こうした状況の変化に的確に対応した対策を進めていく必要がある。したがって、市、県、その他防災関係機関及び住民や民間事業所等災害対策に係わるすべての人々が、災害後の被害発生シナリオとそれに対応した対策の流れをあらかじめ理解しておくことが重要であり、そのための防災教育・訓練がより現実的なものとなるよう工夫し、また、この計画に定める応急対策をそれぞれの担当組織が時間経過に即したマニュアルとして具体化し、災害に備える。

2 近年の災害の教訓を生かす

阪神・淡路大震災は戦後、我が国が初めて経験した大都市直下の地震による大規模震災であり、かつて経験したことのない様々な対策上の問題点が明らかになった。

大別すれば、以下の課題が挙げられた。

- ① 災害が発生した場合の対応（震災応急対策）とそのための準備に関する事項……危機管理的側面
- ② 災害の発生を予防あるいは軽減するための事項……都市計画的側面

こうした経験を教訓として、地震災害の特性、対策の成否及びその問題点等を把握し、本市の震災対策に生かしていくことが必要である。

東日本大震災では、帰宅困難者への支援体制や放射能汚染への対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営などが課題として挙げられている。

今回の改定は、このような災害の教訓を生かし、具体性ある計画づくりを進める。

3 自助、共助による防災力の向上

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。市は公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する必要がある。

本市では、特に地震災害を念頭に、都市化の進展に伴い増大する災害危険性を考慮して、市防災計画に基づきその対策を進めてきた。防災対策は、行政や防災関係機関だけでなく、発災時間によっては、住民が協力して自らの生命、財産や地域を守ることが必要になる。本市では、自主防災組織の設立を促進しており、令和3年4月現在、36地区で自治会による自主防災組織が発足している。

住民との関係で重要なことは、住民の自主的な活動を推進するとともに、災害時に自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織と市や防災関係機関がどのように連携するかを明確にすることである。

その上で、災害時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、住民や事業所等が、市や県、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、住民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、広報誌の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、住民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

今回の改定は、自助、共助による防災力の向上並びに住民との連携を重視し、災害時に住民と市及び防災関係機関が協働して応急対策活動に取り組めるよう、実行性のある計画づくりを進める。

4 減災目標の設定

本市には、災害時に危険性がある石油コンビナートや海岸線がなく、地下鉄・地下街や高層ビル、重点密集市街地などの被害を拡大させる要因（災害リスク）もない。

しかし、想定より震源が本市に近くなる場合や市内直下で発生する場合、あるいは様々な悪条件が重なる複合災害に見舞われる可能性もある。そのため市では、今回の被害想定を参考にしながら、人的被害をさらに減らすとともに、住民の生活の速やかな回復を図るため、今後は、減災の数値目標と目標達成への主な対策を検討し、市、県、関係行政機関、企業、住民等が共有することにより、さらに被害を極小化する取組を進める。

減災目標フレーム

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を減少させる	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など
避難者を減少させる	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧 など
ライフラインを早急に復旧させる	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップ など

第4節 業務の大綱

第1項 実施主体に基づく対策の体系化

防災に関する市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関の主な役割分担を下表に示す。

市と県の主な役割分担としては、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策の実施は、原則として市が中心となって行う。県は、所管する施設等の対策の実施及び市、その他の防災関係機関が行う対策に関する指示、要請、連絡、調整等を行うとともに、それらの機関が行う対策の支援を行う。

1 防災関係機関の主な役割分担

防災関係機関	主な役割
市	1 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策の計画の策定 2 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策の実施
一部事務組合	1 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策の計画の策定 2 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策のうち一部事務組合が管理する施設等に関する対策の実施
県	1 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策の計画の策定 2 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する諸対策のうち県が管理する施設等に関する対策の実施 3 市及び指定地方公共機関が行う諸対策の実施に関する連絡、調整等 4 市及び指定地方公共機関が行う諸対策の支援、助成等
指定地方行政機関	1 指定地方行政機関が管理する施設等に関する対策の実施 2 指定地方行政機関が管理する団体が行う対策の実施に関する指示、連絡、調整 3 指定地方行政機関が管理する団体が行う対策の支援 4 県（知事）の要請に基づく対策の実施
陸上自衛隊	1 県（知事）の要請に基づく災害派遣の準備及び実施
指定公共機関	1 指定公共機関が管理する施設等に関する対策の実施 2 県（知事）の要請に基づく対策の実施
指定地方公共機関	1 指定地方公共機関が管理する施設等に関する対策の実施 2 県（知事）の要請に基づく対策の実施
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	1 県（知事）の要請に基づく対策の実施 2 県及び市が行う対策への協力

第2項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市及び市内を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 鶴ヶ島市

本市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、以下の事項を実施するとともに、指定地方行政機関等が処理すべき防災に関する事務の実施を助け、その総合調整を行う。

(1) 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
鶴ヶ島市	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。</p> <p>(2) 防災に関する教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 防災に関する訓練の実施に関すること。</p> <p>(4) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備及び点検に関すること。</p> <p>(5) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。</p> <p>(6) 前各号の他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。</p> <p>(2) 警報の伝達及び避難情報等に関すること。</p> <p>(3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。</p> <p>(4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。</p> <p>(5) 帰宅困難者対策に関すること。</p> <p>(6) 災害を受けた児童生徒の応急教育に関すること。</p> <p>(7) 施設及び設備の応急復旧に関すること。</p> <p>(8) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。</p> <p>(9) 飲料水の供給活動の実施に関すること。</p> <p>(10) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。</p> <p>(11) 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>(12) 社会秩序の維持に関すること。</p> <p>(13) 前各号の他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>3 災害復旧対策</p> <p>(1) 被災施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生を防止するための、施設の新設及び改良に関すること。</p> <p>(2) 被災者の生活確保に関すること。</p>

2 県機関及び指定地方行政機関

県機関及び指定地方行政機関は、相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に推進されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(1) 県機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県川越比企地域振興センター	<p>〈川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階 TEL 049-244-1110〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び県災害対策本部長への報告に関する事。 2 防災基地の開設及び運営に関する事。 3 市町村と連携した帰宅困難者対策に関する事。 4 市町村災害応急対策業務の支援に関する事。 5 その他、県本部長の指示に基づく事項に関する事。
埼玉県坂戸保健所	<p>〈坂戸市石井2327-1 TEL 049-283-7815〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関する事。 3 細菌及び飲料水の水質検査に関する事。 4 そ族昆虫駆除に関する事。 5 伝染病発生に伴う調査及び防疫活動に関する事。 6 災害救助食品の衛生に関する事。 7 病院、診療所に関する事。 8 被災者の医療助産その他の保健衛生に関する事。 9 要配慮者の安全に関する事。 10 災害救助法に関する事。
埼玉県川越農林振興センター	<p>〈川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟5階 TEL 049-242-1808〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物及び耕地の被害状況調査に関する事。
埼玉県飯能県土整備事務所	<p>〈飯能市双柳75 TEL 042-973-2281〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県所管の河川、道路及び橋りょうの被害状況の調査及び応急修理に関する事。 2 降水量、水位等の観測情報に関する事。 3 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事。 4 水防管理団体との連絡指導に関する事。 5 県所管の河川、道路等における障害物の除去に関する事。
埼玉県西入間警察署	<p>〈坂戸市関間2-4-17 TEL 049-284-0110〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 警告及び避難誘導に関する事。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 4 交通秩序の維持に関する事。 5 犯罪の予防検挙に関する事。 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事。 7 漂流物等の処理に関する事。 8 その他治安維持に必要な措置に関する事。

(2) 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省 関東農政局 埼玉県拠点	<p>〈さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL048-740-5835〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2)飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3)農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (4)営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5)災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6)応急用食料・物資の支援に関する事 (7)農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 (8)食品の需給・価格動向や表示等に関する事 (9)関係職員の派遣に関する事 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 (2)災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<p>〈熊谷市桜町1-6-10 TEL 048-521-5858〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び設備の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
川越労働基準監督署	<p>〈川越市豊田本277-3 TEL 049-242-0891〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事

3 陸上自衛隊（第32普通科連隊）

（1）自衛隊の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第32普通科連隊)	<p>〈さいたま市北区日進町1-40-7 TEL 048-663-4241〉</p> <p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。</p> <p>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>(3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。</p>

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性から、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（1）指定公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	<p>〈さいたま市浦和区常盤5-8-17 TEL 048-626-5431〉</p> <p>1 電気通信設備の整備に関すること。</p> <p>2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。</p> <p>3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社	<p>〈川越市三久保町17-4 TEL 0120-995-007〉</p> <p>1 災害時における電力供給に関すること。</p> <p>2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</p>
日本郵便株式会社 坂戸郵便局	<p>〈坂戸市千代田2-5-15 TEL 049-281-0001〉</p> <p>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。</p>

（2）指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道株式会社 鶴ヶ島駅	<p>〈鶴ヶ島市上広谷18-5 TEL 049-285-0033〉</p> <p>1 鉄道施設等の安全保安に関すること。</p> <p>2 災害時における鉄道車両等による緊急物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
埼玉県トラック協会 川越支部	<p>〈川越市豊田町3-2-3 TEL 049-246-1317〉</p> <p>1 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。</p>
坂戸ガス株式会社 武州ガス株式会社	<p>〈坂戸ガス：坂戸市末広町3-5 TEL 049-284-9000〉</p> <p>〈武州ガス：川越市田町32-12 TEL 049-241-9000〉</p> <p>1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>2 ガスの供給の確保に関すること。</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 埼玉県LPガス協会 坂戸支部	<p>〈毛呂山町川角2148 Tel 049-294-8660〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 LPガス供給施設の安全保安に関すること。 2 LPガスの供給の確保に関すること。 3 LPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う、炊出訓練の協力に関すること。

5 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

(1) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
生活協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2 災害時における、組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。
市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の支援に関すること。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
商工会等商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護の実施に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業所等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。
鶴ヶ島市赤十字奉仕団	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出し、物資配給、避難所作業、義援金品の募集、配分に関すること。
自治会等の団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が実施する応急対策についての協力に関すること。

第5節 鶴ヶ島市の概況

第1項 自然条件

1 位置

鶴ヶ島市は、埼玉県のほぼ中央にあり、都心から約45kmの地点に位置している。市役所の位置及び隣接市は以下のようになっている。

表1-1 市役所の緯度、経度及び海拔高度

北緯	35度56分04秒
東経	139度23分35秒
海拔高度	40.66m

表1-2 隣接市

北	坂戸市
西	日高市
南及び東	川越市

2 面積

鶴ヶ島市の面積、東西・南北の広ぼうは以下のようになっている。

表1-3 面積、広ぼう

面積	広ぼう	
	東西	南北
17.65km ²	約6.9km	約4.9km

(注) 面積は国土地理院

3 地形及び地質

鶴ヶ島市は、「入間台地」と呼ばれる洪積の台地上に位置している。「入間台地」は標高が異なる平坦面で形成されており、その堆積年代と標高から大きく「立川面」、「武蔵野面」、「下末吉面」の3つに区分されている。本市の大部分は「武蔵野面」に区分される。

台地の一部分は、南西から北東方向に流下する大谷川などの小河川によって開析されている。これらの小河川の周辺には谷底平野が形成されている。

4 気象

気候は太平洋岸式気候に属し、夏は高温で、冬は晴天の日が多く、北西の季節風が吹き乾燥する。令和2年では、年間降水量は1,453mm、気温は平均16.0度で、夏季に暑く、冬季の夜間の冷え込みが強い地域である。

過去10年間の気象の概況は、表1-4のとおりである。

表 1-4 市の過去10年間の気象状況

(消防統計)

年次	降水量 (mm)	気 温 (°C)			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)
		平均	最高	最低		
平成22年	1,264.0	15.6	37.9	-5.0	1.7	78.0
23	1,318.5	15.1	39.8	-6.8	1.8	74.9
24	1,214.0	14.9	37.5	-6.2	2.0	74.9
25	1,140.5	15.5	38.4	-5.3	2.0	73.5
26	1,490.0	15.1	38.4	-4.6	1.9	72.1
27	1,265.5	15.8	37.9	-3.5	1.8	71.2
28	1,133.0	15.6	36.7	-5.8	1.8	74.3
29	1,347.0	15.0	36.8	-5.9	1.9	72.7
30	1,092.0	16.3	39.9	-6.0	1.8	73.6
令和元年	1,715.0	16.0	37.6	-4.5	2.0	70.0
2	1,453.0	16.0	39.3	-4.1	1.8	68.1

第2項 社会条件

1 沿革

鶴ヶ島市は、中世から江戸時代にかけて、今日の鶴ヶ島市の各字単位で村々が成立し、享保の頃の
新田開発により、一層の経済的発展が遂げられ、明治17年には連合戸長役場を置き行政事務を処
理し、明治22年町村制施行によって鶴ヶ島村となった。

昭和40～50年代にかけて、首都東京の郊外都市として東武東上線沿線の都市化地域を中心に人口
が急増し、昭和41年4月1日町制を、平成3年9月1日市制を施行した。

2 人口及び世帯

令和2年の国勢調査では、鶴ヶ島市の人口は70,198人、世帯数は30,485世帯である。昭和50年か
ら平成2年までは人口増加が著しかったが、平成2年以降は鈍化しており、昭和55年から平成2年
までの10年間の増加数が27,000人強（年間約2,700人）の増加に対して、平成2年から平成27年の25
年間では7,191人（年間288人）の増加に過ぎず、在住者の高齢化が進んでいる。また、令和2年に
は世帯数増加に反して、人口が減少しており、1世帯当たりの世帯人員数は減少の一途をたどり、
核家族化が進行していることがうかがえる。

表 1-5 市の人口と世帯数の推移

(国勢調査：各年10月1日現在)

年次	世帯数	人 口			一世帯 当たり 人員	人口 密度 (人/km ²)	人口伸率 (%)
		総 数	男	女			
昭和60年	14,946	49,381	25,029	24,352	3.30	2,778.9	37.8
平成2年	20,585	63,064	32,085	30,979	3.06	3,556.9	27.7
7	22,965	66,208	33,653	32,555	2.88	3,734.2	5.0
12	24,598	67,638	34,036	33,602	2.75	3,814.9	2.2
17	26,556	69,783	35,136	34,647	2.63	3,935.9	3.2
22	27,764	69,990	34,950	35,040	2.52	3,947.5	0.3
27	28,658	70,255	34,976	35,279	2.42	3,980.5	0.4
令和2年	30,485	70,198	34,607	35,591	2.30	3,977.2	△0.1

(注) 1. 人口伸率は前調査対比である。

2. 令和2年は「人口速報集計」による。

3 産業

市の就業構造(人口比)は、平成7年では、第1次産業1.4%、第2次産業34.5%、第3次産業64.1%となっていたが、平成27年においては、第1次産業1.0%、第2次産業26.0%、第3次産業73.0%となっている。(国勢調査)

全国的な傾向と同様に、第3次産業就業人口が増加し、第1次産業・第2次産業就業人口は減少している。

表1-6 産業別就業人口

(国勢調査：各年10月1日現在) (単位：人、%)

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	
総 数	33,571	100.0	34,460	100.0	34,636	100.0	32,140	100.0	31,872	100.0	
第 一 次 産 業	計	467	1.4	391	1.1	396	1.1	316	1.0	315	1.0
	農 林 業	465		391		394		314		313	
	漁 業	2				2		2		2	
第 二 次 産 業	計	11,589	34.5	10,875	31.6	9,932	28.7	8,698	27.1	8,276	26.0
	鉱 山 業	7		5		4		3		5	
	建設業	2,909		2,751		2,527		2,137		2,067	
	製造業	8,673		8,119		7,401		6,558		6,204	
第 三 次 産 業	計	21,515	64.1	23,194	67.3	24,308	70.2	23,126	72.0	23,281	73.0
	卸・小売業	7,745		8,023		6,393		5,379		5,277	
	金融保険不動産業	1,915		1,808		1,646		1,720		1,578	
	運輸通信業	1,969		2,221		2,972		2,992		2,949	
	電気、ガス、水道業	168		179		147		152		152	
	サービス業	8,517		9,816		12,157		11,852		12,330	
	公務	1,201		1,147		993		1,031		1,000	
分類不能	189		371		674		2,086		1,827		

注：総数には分類不能は含まれない。

4 交通条件

鉄道は、市の東部を南北に走る東武東上線鶴ヶ島駅及び若葉駅、北部を東西に走る東武越生線一本松駅の3駅があり、都心と結ばれている。

道路では、市のほぼ中央を南北に関越自動車道が縦貫しており、これに国道407号が交差している。また、市の南西部地域を東西に首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が横断しており、関越自動車道とのジャンクションが市域の中央付近に、両道路のインターチェンジも市内に存在するなど、高速道路体系における要衝の地となっている。

第3項 災害履歴

1 風水害

昭和49年からの記録によれば、台風、集中豪雨などにより計24回の災害が発生している。特に昭和57年には床上あるいは床下浸水が3回、昭和63年と平成2年には床下浸水が2回、平成3年には床下浸水が1回発生するなど被害があった。地域的には主に鶴ヶ丘や上広谷の大谷川や小河川沿いで被害が発生している。また、市道246号線の藤金アンダーパス、市道547-1号線の富士見アンダーパスなど一部の区間では道路冠水が発生している。

浸水対策として、飯盛川、大谷川の雨水幹線(公共下水道)の整備が進行していることから、近年は、台風の時期に床下浸水と道路冠水が若干みられる程度であり、大規模な水害は減少している。

近年では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて、大雪が降り、市内では45c

mの積雪を記録し、カーポートの倒壊や家屋の損壊、交通機関の麻痺など住民生活に大きな影響をあたえた。また、令和元年10月12日から13日の台風第19号（令和元年東日本台風）では、公共施設を含め一般住宅への浸水被害などが発生した。住宅等の床下浸水や家屋損壊、道路冠水のほか、学校・公共施設にも雨漏等の被害があった。

表 1-7 災害履歴（風水害）

年月日	名称	詳細
風水害		
昭和9年（1934） 3月21日	日本海低気圧	風の被害。満州方面より日本海に入った低気圧が急激に発達し、12時には秋田沖で981m bとなった。このため埼玉県下では南部、東部で南西の風が強まり被害が出た。熊谷の最大風速は12.9m/s（NW）、雨量は僅少であった。
昭和12年（1937） 7月13日～17日	梅雨前線豪雨	雨の被害。最大地点雨量名栗480mm。雨量は平野では少なく、東部や南部では50mm以下であったが、山地で多雨となり被害が出た。死者12名、負傷者5名、行方不明者1名、住家全壊7棟、半壊21棟、流失4棟、床上浸水444棟、床下浸水2,279棟を数えた。
昭和13年（1938） 8月29日～9月1日	台風	熊谷最低気圧980.3m b、最大風速17.8m/s（NE）、最大地点雨量は大滝で522mm。台風中心が所沢付近より入り北上し、山地で特に雨が強く荒川などが破堤し、埼玉県全県で甚大な被害が出た。死者74名、負傷者40名、住家全壊1,205棟、半壊1,998棟、流出369棟、床上浸水7,874棟、床下浸水8,310棟を数えた。
昭和22年（1947） 9月14日～15日	カスリーン台風	9月14日夜半から15日夜にかけて小笠原方面から北上、房総半島南部を横断、三陸沖に去った台風。総雨量は600mmを記録し、荒川・利根川の堤防決壊による埼玉県下の被害は死者・行方不明125名、負傷者194名、流出家屋374棟、全壊家屋756棟、床下浸水46,704棟、田畑の流出1,158.5町と全県下に被害が及び、農作物の被害は100億円にのぼった。
昭和24年（1949） 8月31日～9月1日	キティ台風	熊谷最低気圧983.4m b、最大風速18.2m/s（S）、最大地点の雨量は中津川で448mm、県西部で雨が強く、平野部は100mm以下の降水があり、風害も大きかった。死者12名、負傷者12名、住家全壊683棟、半壊1,567棟、流失6棟、床上浸水326棟、床下浸水1,390棟を数えた。
昭和34年（1954） 9月26日～27日	伊勢湾台風	9月26日18時過ぎに、紀伊半島潮岬西方15km地点に上陸し、北陸地方を経て日本海に抜けた大型台風。埼玉県内では、川越で瞬間最大風速が36mを記録するなど暴風による家屋の倒壊など被害が大きく、また雨量も多く秩父で265mmを記録している。このため、26日夜半には東京電力190軌線が故障し、川口・浦和の一部を除いて県下すべてが停電した。埼玉県下の被害は死者8名、負傷者55名、全壊家屋351棟、半壊家屋1,155棟、床上浸水291棟、床下浸水1,497棟にも及んだ。
昭和41年（1966） 9月24日～25日	台風第26号	9月24日から翌日にかけて静岡県御前崎付近に上陸後、秩父地方を通過し、東北地方から三陸沖へ抜けた大型台風。住宅浸水被害は、明治43年の大水害、昭和22年のカスリーン台風につぐ埼玉県3番目となった。死者28名、負傷者694名、住宅浸水は約76,000棟、一部損壊を含む住宅被害は約88,000棟を数えた。
平成27年（2015） 9月9日～11日	台風第18号から変わった低気圧、台風第17号	台風18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で記録的な大雨となり、9月9日から9月10日にかけて、栃木県日光市で24時間雨量551mmを記録するなど、各観測所で観測史上最多雨量を記録した。栃木県、茨城県では避難の遅れ等により多くの住民が孤立し、約4,300人が救助された。国管理5河川と都道府県管理80河川で堤防の決壊、越水や漏水、溢水、堤防法面の欠損・崩落などが発生し、宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
令和元年（2019） 10月12日～13日	令和元年東日本台風（台風第19号）	令和元年10月12日19時頃に伊豆半島付近に上陸、その後関東地方の平野部を縦断し、13日未明には福島県沖の太平洋上に抜け、温帯低気圧に変わった。県内では、熊谷で最低気圧975.1hPa、最大瞬間風

年月日	名 称	詳 細
		速24m/s (NW)、最大24時間降水量浦山647.5mmを記録した。 市内では甚大な被害はなかったものの、公共施設を含め一般住宅への浸水被害などが発生した。住家等被害22件（床下浸水11件、その他屋根損壊等11件）、道路被害28件（冠水21件、倒木6件、その他1件）、学校・公共施設被害30件（雨漏14件・倒木10件・その他6件）。
竜巻・ひょう		
昭和38年（1963） 5月22日		雷、雨、ひょう、風の被害。夕方県北部の妻沼、深谷など7市町村に鶏卵大の降ひょうと強風による大きな被害があり、死者4名、負傷者60名、住家全壊99棟、半壊266棟、床下浸水81棟を数えた。
平成25年（2013） 9月2日、16日		9月2日にさいたま市、越谷市、松伏町で、同月16日には熊谷市・行田市・滑川町で竜巻が発生。重傷3名を含む計81名が負傷し、建物被害は3,000棟に及んだ。 なお、埼玉県では、明治33年（1900）の観測以来、平成6年（1994）までで13件の竜巻被害を記録している。
積 雪		
平成26年（2014） 2月8日～9日、 14日～15日		2度の大雪が県内全域を襲い、記録的な積雪となった。富士見市では体育館の屋根が崩落した。また、秩父市では観測史上最大積雪量である98cmを記録し、道路寸断による孤立した集落もみられた。

2 地震被害

鶴ヶ島市における地震被害としては1923年関東大震災があり、川越越生県道（当時）、川越坂戸県道（当時）での地割れ、高倉、藤金、五味ヶ谷地区における若干の建物被害の記録が残っている。

また、2011年3月に起きた東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、鶴ヶ島市で震度5弱を記録し、市内で屋根瓦の落下等67件、塀の倒壊4件などの被害が起きている。

表1-8 災害履歴（震災）

年月日	名 称	詳 細
大正12年(1923) 9月1日	関東大震災	11時58分に発生、東京・神奈川・静岡・千葉・山梨・茨城・埼玉の1府6県に大被害を与えた大地震。震源地は相模湾北西隅の海底と推測され、マグニチュードは7.9～8.2に達した。埼玉県内の被害は東京・神奈川に比べれば多くはないが、古利根川・元荒川・庄内古川（中川）などが流れる中川低地で被害が大きく、死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒に及んだ。
昭和6年(1931) 9月21日	西埼玉地震	11時20分頃、比企郡小川町仙元山付近を震源地とする地震。マグニチュード6.7。埼玉県内では、熊谷をはじめ震度5の強震に見舞われた。家屋の全半壊や石灯籠・墓石の倒壊などの被害があったほか、死者11名、負傷者114名、家屋全壊172棟、半壊280棟を数えた。
平成23年(2011) 3月11日	東日本大震災	14時46分に発生、震源地は宮城県牡鹿半島の東南東130km、仙台市の東方70kmの太平洋の海底を震源とする。マグニチュード9.0は日本周辺における観測史上最大の地震であり、東北地方の太平洋沿岸部では、地震による大きな津波被害に遭った。また、関東地方でも沿岸部では津波、内陸部でも地震による被害が各地であった。埼玉県内でも、東部低地を中心に液状化現象による家屋の損壊や道路の寸断といった被害があり、最大震度6弱（宮代町）、負傷者104名、家屋全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件を数えた。

第6節 計画の条件

第1項 地震被害想定

埼玉県では平成24・25年度に地震被害想定調査を実施し、5つの想定地震による被害予測結果を示した。

想定した5つの地震の特徴は次のとおりである。また、鶴ヶ島市の被害想定は、表1-9のとおりである。

この中で、鶴ヶ島市に最も大きな影響を及ぼす地震である「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」をこの計画の想定とし、地震対策を検討する。

また、鶴ヶ島市の住民が帰宅困難者となる地震としては、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）」が最大6,041人と最も多くなることから、帰宅困難者への対策については、この人数を前提として対策を検討する。

【特徴的事項】

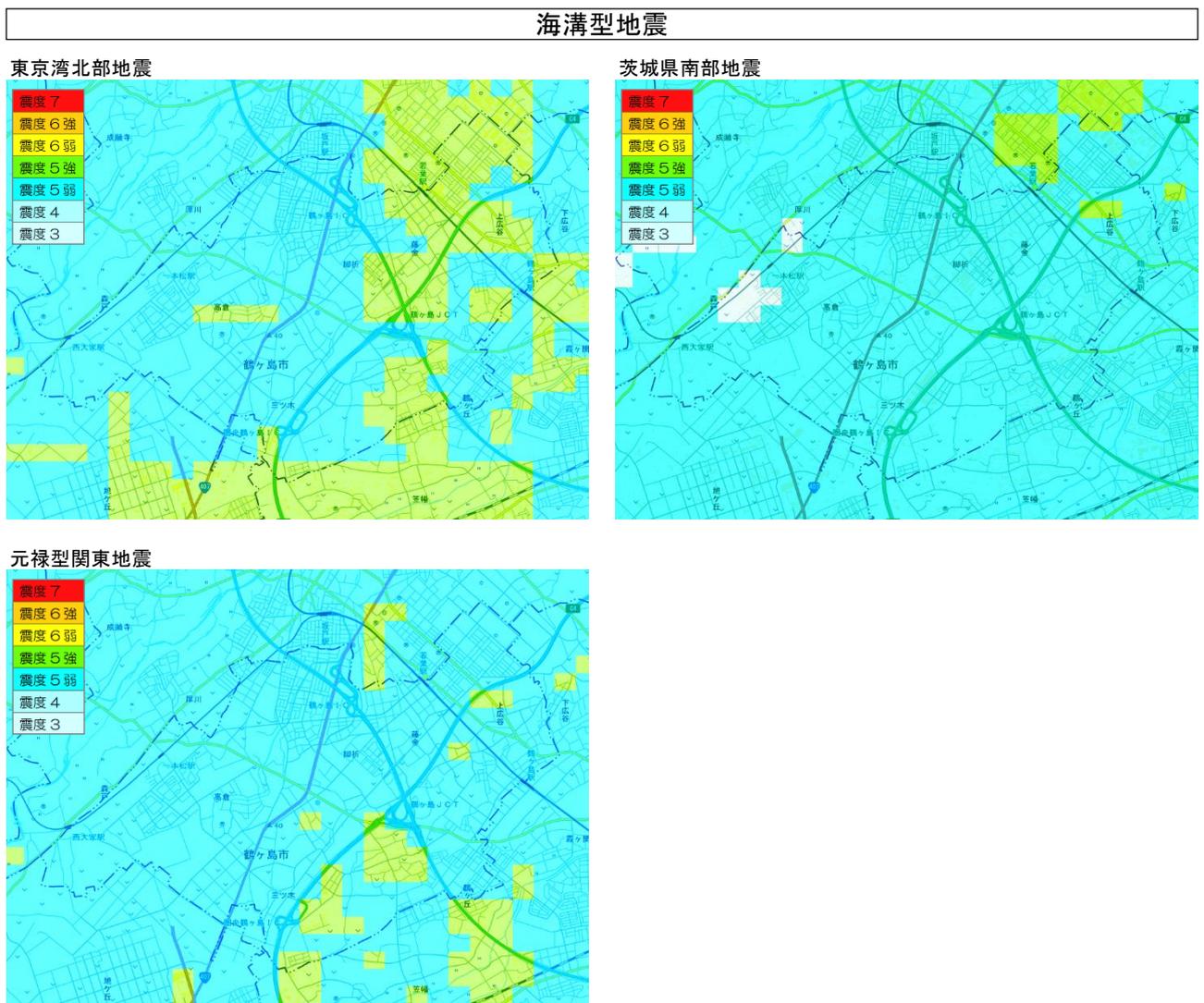
- 東京湾北部地震（M7.3）
 - ・震度6強となる地域が県南東部圏域から概ね4kmの範囲に集中して分布している。震度6弱となる地域は、県南東部圏域から概ね10kmの範囲に集中して分布し、さらに概ね20kmの範囲に散在して分布している。
- 茨城県南部地震（M7.3）
 - ・県東部の中川低地において震度6強となる地域が散在し、震度6弱となる地域も県東部に集中して分布している。
- 元禄型関東地震（M8.2）
 - ・川口市、草加市、八潮市の一部の地域に震度6弱となる地域が集中して分布している。
- 関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）
 - ① 破壊開始点：北
 - ・吉見町、川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
 - ② 破壊開始点：中央
 - ・吉見町、川島町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
 - ③ 破壊開始点：南
 - ・川島町、北本市を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
- 立川断層帯による地震（M7.4）
 - ① 破壊開始点：北
 - ・入間市に震度6強となる地域が集中して分布し、県境から10km程度の範囲に震度6弱となる地域が集中して分布している。
 - ② 破壊開始点：南
 - ・所沢市、入間市に震度6強となる地域が集中して分布し、その周囲10km程度の範囲に震度6弱となる地域が集中して分布している。

表 1-9 地震による被害想定と比較

被害項目		東京湾	茨城県	元禄型	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		
		北部地震	南部地震	関東地震	破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南	
最大震度		5強	5強	5強	6強	6強	6強	6弱	6弱	
全壊数(棟)		0	0	0	144	159	128	2	1	
半壊数(棟)		3	1	0	962	1,014	914	45	88	
焼失数(棟)	冬18時	2	2	2	19	20	19	3	4	
	夏12時	0	0	0	5	5	4	0	0	
死者数 (人)	冬5時	0	0	0	10	11	9	0	0	
	冬18時	0	0	0	7	7	6	0	0	
	夏12時	1	0	0	106	109	100	6	12	
負傷者数 (人)	冬5時	0	0	0	183	194	172	8	15	
	冬18時	1	0	1	122	127	116	8	14	
	夏12時	4,331 ~5,480	2,697 ~4,549	3,846 ~5,341	5,733 ~6,041	5,733 ~6,039	5,733 ~6,033	5,524 ~5,750	5,466 ~5,750	
断水人口(人)	-	3,154	0	1	12,156	14,740	7,298	6,174	6,447	
避難者 数(人)	1日後		6	6	5	821	887	759	33	45
	1週間後	冬18時	216	6	5	1,682	1,925	1,272	135	291
	1ヶ月後		6	6	5	2,800	3,162	1,822	33	45

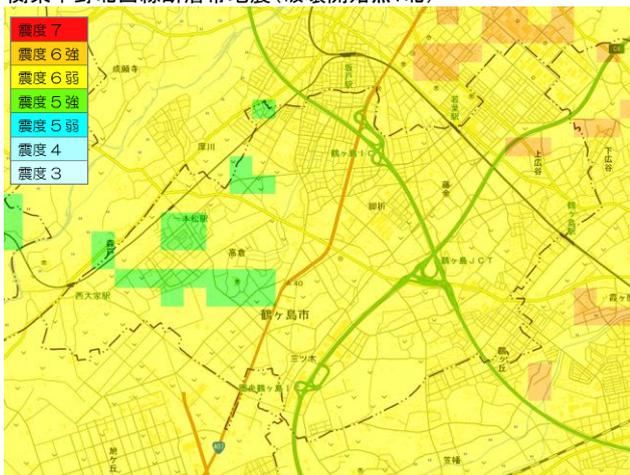
※断水人口・帰宅困難者数を除く人的被害（死者数、負傷者数、避難者数）及び消失数における想定風速は8m/sである。

図 1-2 想定地震ごとの震度分布

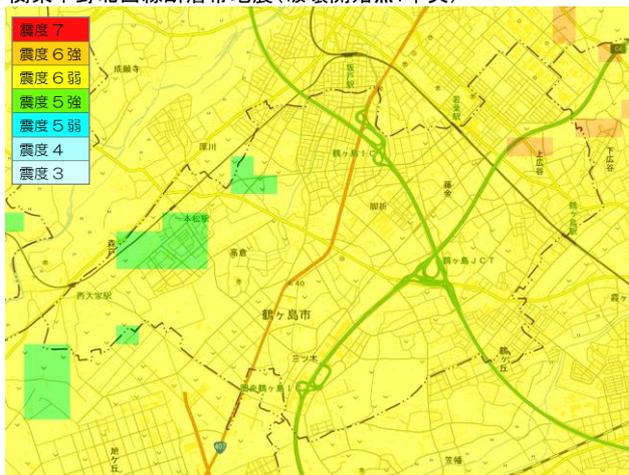


活断層型地震

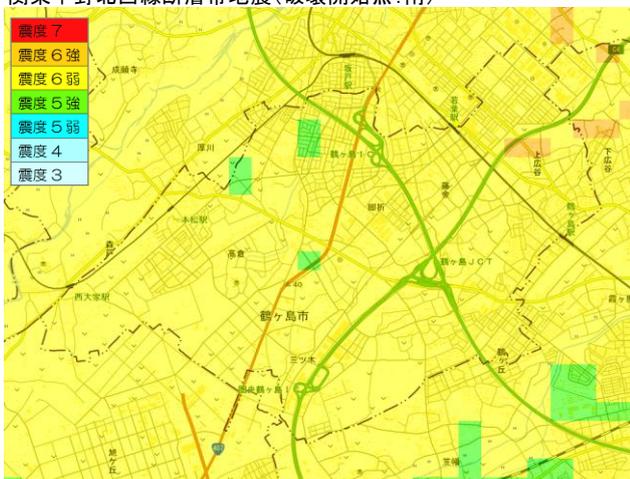
関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点:北)



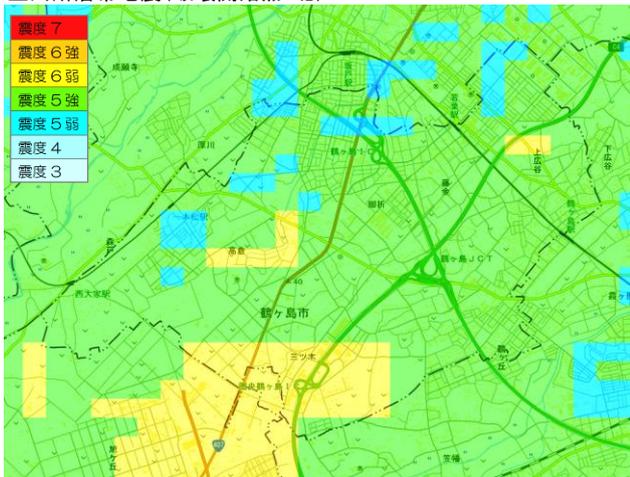
関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点:中央)



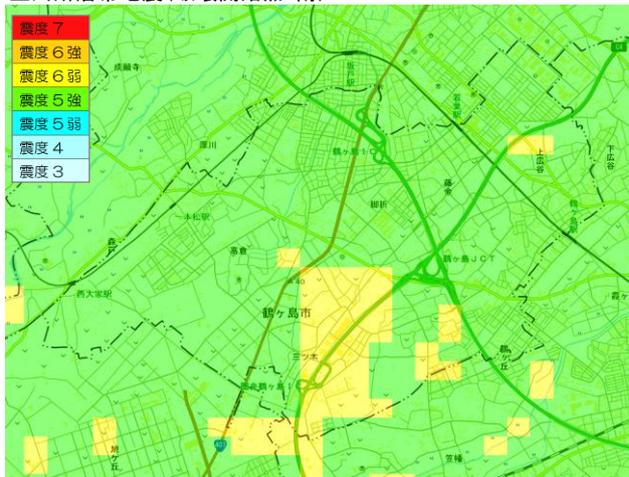
関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点:南)



立川断層帯地震(破壊開始点:北)



立川断層帯地震(破壊開始点:南)



第2項 市の特性

1 高齢化率

鶴ヶ島市の高齢化率（65歳以上の割合）は、令和3年4月時点において28.8%であり、平成27年には24.1%であったため、4.7%上昇しており、高齢化が進んでいる。

「鶴ヶ島市人口ビジョン」（令和2年3月改訂）では、令和12年（2030年）には、年少人口割合（0～14歳）が9.5%、生産年齢人口割合（15～64歳）が58.1%まで減少するのに対し、老年人口割合（65歳以上）は32.4%に増加するとしており、今後さらに少子高齢化が進むことが予想される。

これらのことから本市は、災害時に高齢者等の要配慮者への対応を全市的に検討することが重要である。

2 地域コミュニティ

市内では、既存の自治会主体の自主防災組織の他に、住民が市民活動団体や事業所などとの協働により地域課題に取り組む「地域支え合い協議会」が、8つの地域で設立されており、日頃から様々な地域コミュニティで、防災対策に取り組む動きも出てきている。